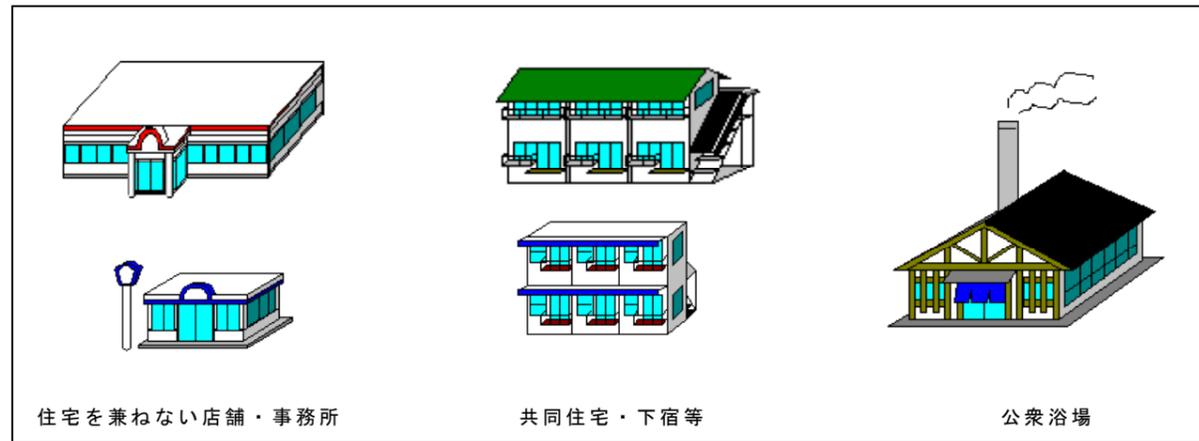


# まちづくりのルールについて はるにれ団地地区計画の概要

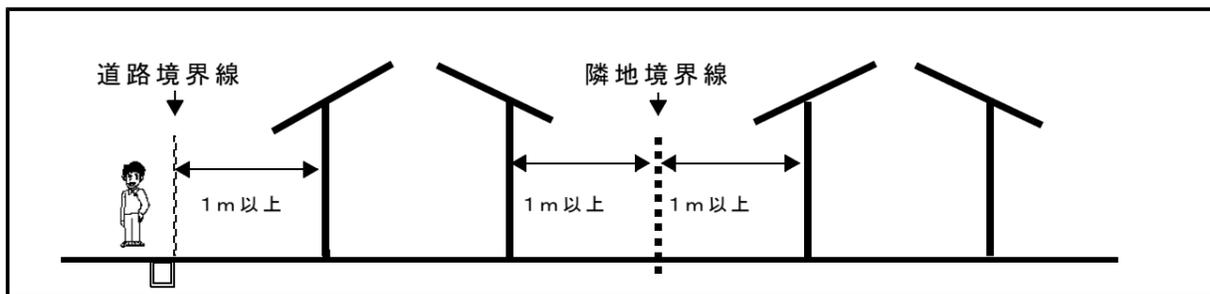
みどり豊かな、住みよい住宅地となるようまちづくりのルールを次のようなものにしました。

◎ルール1 A・B地区を戸建住宅地とするため、例えば次のような用途の建物は建てられません。



◎ルール2 建築物の敷地面積の最低限度を200㎡と決めました。これは、建物を建築する場合、敷地面積が200㎡以上ないと建築できないというルールです。現在分譲された土地の区画は、約230㎡(約70坪)以上となっていますので問題ありませんが、将来において土地を分割して売ることがあった場合は、200㎡以下の敷地には、建築できませんので注意して下さい。

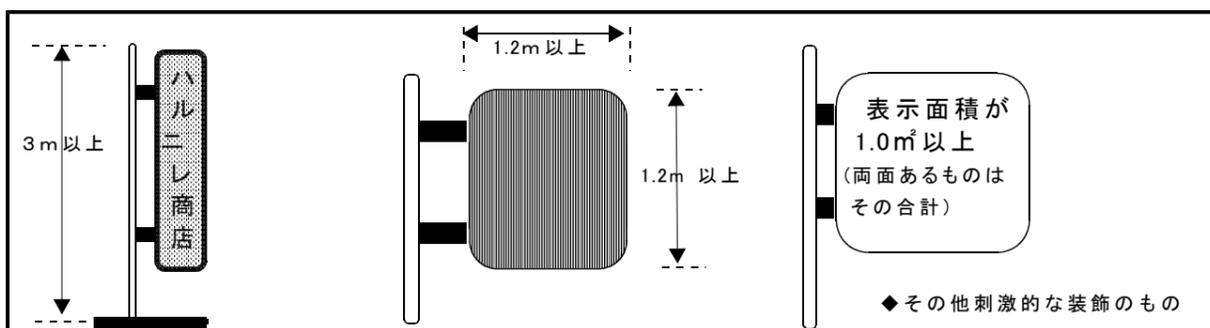
◎ルール3 防災上、またゆとりある住宅地をつくるため、建築物の外壁は、道路の境界や隣の家の境界から1m以上離しましょう。



◎ルール4 屋根や外壁の色は、住む方々がお互いに不快になるようなものは避けましょう。色彩の基準はありませんが、原色や刺激的なものを避け周囲の景観と調和した色としましょう。

◎ルール5 屋根の形は、道路に雪が落ちないような形にし、歩行者等が安心して歩けるようにしましょう。また隣の敷地に雪が落ちないよう、屋根に工夫をしましょう。

◎ルール6 自分の家に設置する広告物のうち、次のものは設置できません。



●このルールは独立広告、建築物付属広告を問わず適用されます。

◎ルール7 緑豊かな「はるにれ団地」をつくるため、道路に面した塀またはフェンス等はできるだけ、生垣にしましょう。(門柱及び門扉は除く。)



① 高さ80cmまでのコンクリート基礎の上に生け垣を施したもの

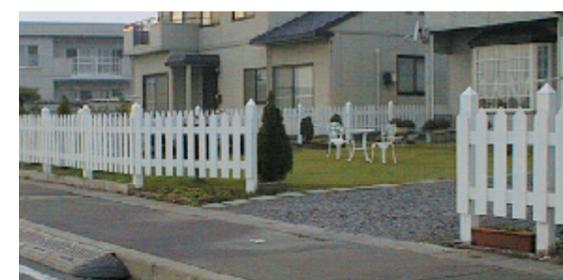
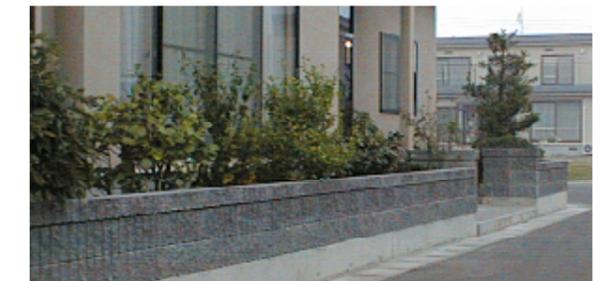
② 高さ80cmまでのコンクリート基礎に見通しのできる柵を施したもの

(全体の高さは1.5m程度まで)



③ ①と同様低いコンクリート基礎に生垣を設置

④ 高さ80cmまでのブロック塀の内側に植樹したもの



⑤ 板柵のみ

(全体の高さは1.5m程度まで)

○詳しくは係までお問い合わせください。